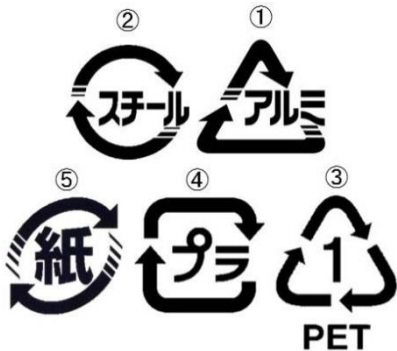


## 知っていますか、リサイクルマーク

リサイクルマーク(リサイクル識別表示マーク)は、資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)で対象となる製品には表示が義務付けられています。

製品がごみとなった時に分別し、資源として排出する際の目印となるように表示されています。

今回はリサイクルマークの中でも代表的なものをご紹介します。リサイクルマークを参考にして、正しい分別を実践しましょう。



### ①アルミ缶マーク

アルミ缶を示すリサイクルマークで、アルミでできた飲料用容器に表示されています。

### ②スチール缶マーク

スチール(鉄)缶を示すリサイクルマークで、スチール(鉄)でできた飲料用容器に表示されています。

### ③ペットボトルマーク

ペットボトルを示すマークで、ポリエチレンテレフタレートでできたものや醤油などが入っている容器(ペットボトル)、に表示されています。

### ④プラスチック製容器包装マーク

彦根市のごみの分別で言う「容器包装プラスチック」を示しているマークで、プラスチックでできた容器やパッケージに表示されています。

### ⑤紙マーク

紙でできた包装資材やパッケージなどを示すマークで、お菓子や日用品の箱などに表示されています。このマークが付いた空き箱などは、ダンボールと合わせて縛って出すことで、資源としてリサイクルすることができます。